第六十四条第一項第三号の二中「第七十九条第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を、「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項第二号中「、前号」を「の規定、前号の規定」に改める。

第六十五条第一項第一号中「の資産」の下に「その他のこれに代わるべき資産」を加え、同項第四号中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同項第五号中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第七項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の施設建築物の一部」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権」を、「なつた同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」を加え、同条第八項中「権利（」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の防災施設建築物の一部」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利につき」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利につき」に改め、同条第十項中「、第八項」を「又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項」に、「及び」を「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改める。

第六十五条の四第一項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同号の下欄中「第四号」を「第三号」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「に耐火建築物」を「に耐火建築物等」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に、「第二条第九号の二」を「第五十三条第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は同号ロ」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号の下欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの」を削り、同号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第七号」を「第六号」に改め、「（同欄の車両及び運搬具を除く。）」を削り、同条第十六項第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。次項において同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第七項、第八項、第十四項及び第十五項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十八項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十五条の九中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「第六十五条の七第一項の表」を「同表」に改める。

第六十六条の二の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の四第二十七項中「及び同法」を「及び第四項並びに同法」に、「と、同法」を「と、同法」に、同条第四項中「の規定により」とあるのは「、第一項及び同法第六十六条の四第二十七項の規定により」と、「、第一項」とあるのは「、第一項及び同法第六十六条の四第二十七項」と、同法に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」に改め、同条第二十八項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第三十項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中「」を「同項中「（」に、「あるのは、「」を「あるのは「（」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第二十七項の項中

及び同条第二十七項	及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の同法

を

及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

に改め、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の同法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法

を

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法	租税特別措置法同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

に改める。